

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

現 行 (平成29年度)	改 定 (平成30年度)	備 考																																																																										
<p>土木工事施工管理基準</p> <p>7. その他</p> <p>(2) 情報化施工</p> <p>10,000m³以上の土工を扱う工事、1件工事における施工面積が2.5ha以上のほ場整備工事の出来形管理については、「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成29年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」の規定によるものとする。</p>	<p>土木工事施工管理基準</p> <p>7. その他</p> <p>(2) 情報化施工</p> <p>10,000m³以上の土工を扱う工事、1件工事における施工面積が2.5ha以上のほ場整備工事において、情報化施工技術活用工事となった場合の出来形管理については、「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成30年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」の規定によるものとする。</p> <p style="color: red;">http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html</p>	<p>諸基準の改定により修正</p>																																																																										
<p>出来形管理基準及び規格値 (単位mm)</p>	<p>出来形管理基準及び規格値 (単位mm)</p>																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工 種</th> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 基礎工 （単位）</td> <td rowspan="4">1-1 基礎工 （厚石・クラッシュラン） 均しコンクリート</td> <td>幅W</td> <td>設計値以上</td> <td rowspan="4">施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td>厚さt₁, t₂</td> <td>-10</td> </tr> <tr> <td>延長L</td> <td>各構造物の規格値による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考	1 基礎工 （単位）	1-1 基礎工 （厚石・クラッシュラン） 均しコンクリート	幅W	設計値以上	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		-	厚さt ₁ , t ₂	-10	延長L	各構造物の規格値による			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工 種</th> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 基礎工 （単位）</td> <td rowspan="4">1-1 基礎工 （厚石・クラッシュラン） 均しコンクリート</td> <td>幅W</td> <td>設計値以上</td> <td rowspan="4">施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成30年3月）」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td>厚さt₁, t₂</td> <td>-30</td> </tr> <tr> <td>延長L</td> <td>各構造物の規格値による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考	1 基礎工 （単位）	1-1 基礎工 （厚石・クラッシュラン） 均しコンクリート	幅W	設計値以上	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成30年3月）」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		-	厚さt ₁ , t ₂	-30	延長L	各構造物の規格値による			<p>諸基準の改定により修正</p>																																		
番号	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考																																																																						
1 基礎工 （単位）	1-1 基礎工 （厚石・クラッシュラン） 均しコンクリート	幅W	設計値以上	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		-																																																																						
		厚さt ₁ , t ₂	-10																																																																									
		延長L	各構造物の規格値による																																																																									
番号	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考																																																																						
1 基礎工 （単位）	1-1 基礎工 （厚石・クラッシュラン） 均しコンクリート	幅W	設計値以上	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成30年3月）」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		-																																																																						
		厚さt ₁ , t ₂	-30																																																																									
		延長L	各構造物の規格値による																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工 種</th> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">6 土留保</td> <td rowspan="5">6-1 掘削工</td> <td>基準高▽</td> <td>±50</td> <td rowspan="5">施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び掘削で測定する。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5">-</td> </tr> <tr> <td>幅W</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td>法長l < 5m</td> <td>-200</td> </tr> <tr> <td>法長l ≥ 5m</td> <td>法長-4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">6-2 盛土工 （路体・路床）</td> <td rowspan="5">盛土工 （路体・路床）</td> <td>基準高▽</td> <td>±50</td> <td rowspan="5">施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び掘削で測定する。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成30年3月）」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5">-</td> </tr> <tr> <td>幅W₁, W₂</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td>法長l < 5m</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td>法長l ≥ 5m</td> <td>法長-2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考	6 土留保	6-1 掘削工	基準高▽	±50	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び掘削で測定する。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		-	幅W	-100	法長l < 5m	-200	法長l ≥ 5m	法長-4%			6-2 盛土工 （路体・路床）	盛土工 （路体・路床）	基準高▽	±50	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び掘削で測定する。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成30年3月）」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		-	幅W ₁ , W ₂	-100	法長l < 5m	-100	法長l ≥ 5m	法長-2%			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工 種</th> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">6 土留保</td> <td rowspan="5">6-1 掘削工</td> <td>基準高▽</td> <td>±50</td> <td rowspan="5">施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び掘削で測定する。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成30年3月）」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5">-</td> </tr> <tr> <td>幅W</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td>法長l < 5m</td> <td>-200</td> </tr> <tr> <td>法長l ≥ 5m</td> <td>法長-4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">6-2 盛土工 （路体・路床）</td> <td rowspan="5">盛土工 （路体・路床）</td> <td>基準高▽</td> <td>±50</td> <td rowspan="5">施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び掘削で測定する。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成30年3月）」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5">-</td> </tr> <tr> <td>幅W₁, W₂</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td>法長l < 5m</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td>法長l ≥ 5m</td> <td>法長-2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考	6 土留保	6-1 掘削工	基準高▽	±50	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び掘削で測定する。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成30年3月）」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		-	幅W	-100	法長l < 5m	-200	法長l ≥ 5m	法長-4%			6-2 盛土工 （路体・路床）	盛土工 （路体・路床）	基準高▽	±50	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び掘削で測定する。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成30年3月）」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		-	幅W ₁ , W ₂	-100	法長l < 5m	-100	法長l ≥ 5m	法長-2%			<p>諸基準の改定により修正</p>
番号	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考																																																																						
6 土留保	6-1 掘削工	基準高▽	±50	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び掘削で測定する。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		-																																																																						
		幅W	-100																																																																									
		法長l < 5m	-200																																																																									
		法長l ≥ 5m	法長-4%																																																																									
6-2 盛土工 （路体・路床）	盛土工 （路体・路床）	基準高▽	±50	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び掘削で測定する。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成30年3月）」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		-																																																																						
		幅W ₁ , W ₂	-100																																																																									
		法長l < 5m	-100																																																																									
		法長l ≥ 5m	法長-2%																																																																									
番号	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考																																																																						
6 土留保	6-1 掘削工	基準高▽	±50	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び掘削で測定する。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成30年3月）」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		-																																																																						
		幅W	-100																																																																									
		法長l < 5m	-200																																																																									
		法長l ≥ 5m	法長-4%																																																																									
6-2 盛土工 （路体・路床）	盛土工 （路体・路床）	基準高▽	±50	施工延長50mにつき1箇所、延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。基準高は道路中心線及び掘削で測定する。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（平成30年3月）」の活用により出来形管理を行う場合は、基本設計データの作成で規定する出来形検測位置ごとの管理範囲上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		-																																																																						
		幅W ₁ , W ₂	-100																																																																									
		法長l < 5m	-100																																																																									
		法長l ≥ 5m	法長-2%																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工 種</th> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">22 管体基礎工 （単位）</td> <td rowspan="4">22-1 基礎工</td> <td>基準高▽</td> <td>±30</td> <td rowspan="4">基準高、中心線のずれ(曲線部)についてはおむね施工延長50mにつき1箇所測定。中心線のずれ(直線部)についてはおむね施工延長10mにつき1箇所測定。上記半溝は2箇所測定。</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-10%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考	22 管体基礎工 （単位）	22-1 基礎工	基準高▽	±30	基準高、中心線のずれ(曲線部)についてはおむね施工延長50mにつき1箇所測定。中心線のずれ(直線部)についてはおむね施工延長10mにつき1箇所測定。上記半溝は2箇所測定。		-	幅	-100	厚さ	-10%以内			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工 種</th> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">22 管体基礎工 （単位）</td> <td rowspan="4">22-1 管体基礎工</td> <td>基準高▽</td> <td>±30</td> <td rowspan="4">基準高、中心線のずれ(曲線部)についてはおむね施工延長50mにつき1箇所測定。中心線のずれ(直線部)についてはおむね施工延長10mにつき1箇所測定。上記半溝は2箇所測定。</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>-10%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考	22 管体基礎工 （単位）	22-1 管体基礎工	基準高▽	±30	基準高、中心線のずれ(曲線部)についてはおむね施工延長50mにつき1箇所測定。中心線のずれ(直線部)についてはおむね施工延長10mにつき1箇所測定。上記半溝は2箇所測定。		-	幅	-100	厚さ	-10%以内			<p>諸基準の改定により修正</p>																																		
番号	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考																																																																						
22 管体基礎工 （単位）	22-1 基礎工	基準高▽	±30	基準高、中心線のずれ(曲線部)についてはおむね施工延長50mにつき1箇所測定。中心線のずれ(直線部)についてはおむね施工延長10mにつき1箇所測定。上記半溝は2箇所測定。		-																																																																						
		幅	-100																																																																									
		厚さ	-10%以内																																																																									
番号	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考																																																																						
22 管体基礎工 （単位）	22-1 管体基礎工	基準高▽	±30	基準高、中心線のずれ(曲線部)についてはおむね施工延長50mにつき1箇所測定。中心線のずれ(直線部)についてはおむね施工延長10mにつき1箇所測定。上記半溝は2箇所測定。		-																																																																						
		幅	-100																																																																									
		厚さ	-10%以内																																																																									

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

現 行 (平成29年度)

品質管理基準及び規格値

工 種 ¹⁾	種 別 ²⁾	部 ³⁾	試 験 項 目 ⁴⁾	試 験 方 法 ⁵⁾	規 格 値 ⁶⁾	試 験 基 準 ⁷⁾	注 意 ⁸⁾	試験の標準による場合 ⁹⁾
土木 工事	材料	基礎	実量による土の篩目の試験 ¹⁰⁾	JIS A 1218 ¹¹⁾	設計図書による。 ¹²⁾	工事着手前(固及び材料が変わったとき) ¹³⁾		〃
			土粒子の置換試験 ¹⁴⁾ 土の乾土試験 ¹⁵⁾	JIS A 1202 ¹⁶⁾ JIS A 1204 ¹⁷⁾	設計図書による。 ¹²⁾			〃
		管	管径の測定 ¹⁸⁾	JIS A 1214 ¹⁹⁾	プロクター密度で規定する場合のプロクター密度は (JIS A 1219(II)・(III)) ²⁰⁾ 挿入の I 85%以上 ²¹⁾ 挿入の II 90%以上 ²²⁾ 板状密度で規定する場合、板状密度が4%以上不足しない ²³⁾ 場合は設計図書による。 ¹²⁾	管径200mm以下は、200mm未満は2段階で規定する。なお、測定方向の測定箇所は下部を標準とする ²⁴⁾	管径200mm以上の場合は、挿入試験による。 ²⁵⁾	

写真管理基準 (案)

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「情報化施工技術の活用ガイドライン (平成29年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

4. その他

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所とその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

改 定 (平成30年度)

品質管理基準及び規格値

工 種 ¹⁾	種 別 ²⁾	部 ³⁾	試 験 項 目 ⁴⁾	試 験 方 法 ⁵⁾	規 格 値 ⁶⁾	試 験 基 準 ⁷⁾	注 意 ⁸⁾	試験の標準による場合 ⁹⁾
土木 工事	材料	基礎	実量による土の篩目の試験 ¹⁰⁾	JIS A 1218 ¹¹⁾	設計図書による。 ¹²⁾	工事着手前(固及び材料が変わったとき) ¹³⁾		〃
			土粒子の置換試験 ¹⁴⁾ 土の乾土試験 ¹⁵⁾	JIS A 1202 ¹⁶⁾ JIS A 1204 ¹⁷⁾	設計図書による。 ¹²⁾			〃
	管	管径の測定 ¹⁸⁾	JIS A 1214 ¹⁹⁾	プロクター密度で規定する場合のプロクター密度は (JIS A 1219(II)・(III)) ²⁰⁾ 挿入の I 85%以上 ²¹⁾ 挿入の II 90%以上 ²²⁾ 現地で試験のためは、管径を 100mm 未満とし、JIS A 1214(II)の試験方法による。ただし、管径が 100mm 未満の場合は、挿入試験による。²³⁾ 上記に準じない場合は設計図書による。¹²⁾	管径200mm以下は、200mm未満は2段階で規定する。なお、測定方向の測定箇所は下部を標準とする ²⁴⁾	管径200mm以上の場合は、挿入試験による。 ²⁵⁾		〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

写真管理基準 (案)

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「情報化施工技術の活用ガイドライン (平成30年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

4. その他

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所とその仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。**

文言の修正

諸基準の改定により修正

文言の修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

現 行 (平成29年度)	改 定 (平成30年度)	備 考
付 表	付 表	文言の修正
<p>4. 試験方法 4-2-2 (締固め曲線から明確な最大乾燥密度が得られない場合) (2) 衝撃加速度試験による場合は、現場の衝撃加速度が63G以上となるように管理しなければならない。</p> <p>8. 建設材料の品質記録の保存要領 (農業運用) 8-1 適用範囲 8-1-2 コンクリート二次製品 <u>用水路、点的な管 (函) 渠類 (管渠呼称 1,000 mm×1,000 mm以上)</u>、枕類、桁類 (農業：小規模農道橋を除く) 等</p> <p>8-2 提出資料 下記品質記録資料を工事完成までに提出するものとする。提出資料は、原本及び電子データとする。なお、資料の作成方法は別添様式による。 ただし、道路部門は別途特記仕様書によるものとする。</p> <p>8-2-1 総括表 (1) (2) ……A4 版 8-2-2 品質記録図 ……A3 版</p>	<p>4. 試験方法 4-2-2 (締固め曲線から明確な最大乾燥密度が得られない場合) (2) 衝撃加速度試験による場合は、試験施工により目標衝撃加速度を求め、現場の衝撃加速度がこれ以上となるように管理しなければならない。</p> <p>8. 建設材料の品質記録の保存要領 (農業運用) 8-1 適用範囲 8-1-2 コンクリート二次製品 <u>用水路、点的な管 (函) 渠類 (管渠呼称 1,000 mm×1,000 mm以上)</u>、枕類、桁類 (農業：小規模農道橋を除く) 等 なお、JIS マーク「I 類」、「II 類」については、総括表を除き適用対象外とする。</p> <p>8-2 提出資料 下記品質記録資料を工事完成までに提出するものとする。提出資料は、原本及び電子データとする。なお、資料の作成方法は別添様式による。 ただし、道路部門は別途特記仕様書によるものとする。</p> <p>8-2-1 総括表 (1) ……A4 版 (対象工事毎に受注者が作成) 8-2-2 総括表 (2) ……A4 版 (年度毎、構造物毎に発注者が作成) 8-2-3 品質記録図 ……A3 版 (原則 PDF 形式)</p>	

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

現 行 (平成29年度)	改 定 (平成30年度)	備 考																															
8-3 (追加)	<p>8-3 記入方法</p> <p>生コンクリートとコンクリート二次製品の原材料について品質特性を記録する。 なお、品質記録のため様式については、下表のとおりとし、様式の電子データについては国土技術政策総合研究所の HP から入手する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>種 類</th><th>様 式</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>総括表(1)</td><td>様式-100 生コン用 様式-100 二次製品用</td></tr><tr><td>2</td><td>総括表(2)</td><td>様式-101</td></tr><tr><td>3</td><td>生コンクリート品質記録</td><td>JIS A 5308 〔レディーミクストコンクリート配合計画書〕</td></tr><tr><td>4</td><td>コンクリート二次製品の品質記録表</td><td>JIS A 5308 〔レディーミクストコンクリート配合計画書〕</td></tr><tr><td>5</td><td rowspan="3">生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表</td><td>(1) セメント JIS R 5210/JIS R 5211 〔レディーミクストコンクリート配合計画書〕</td></tr><tr><td>6</td><td>(2) 骨材 様式-105</td></tr><tr><td>7</td><td>(3) 混和材料 JIS A 6204 〔コンクリート用化学混和剤 (JIS A 6204) 試験結果報告書〕</td></tr><tr><td>8</td><td>生コンクリート品質記録表</td><td>(3) コンクリートの品質試験結果 様式-107</td></tr><tr><td>9</td><td>コンクリート二次製品の品質記録表</td><td>(3) コンクリート二次製品の品質 様式-108</td></tr><tr><td>10</td><td>生コンクリート品質記録表</td><td>(4) 打設関係 様式-109</td></tr></tbody></table>	No.	種 類	様 式	1	総括表(1)	様式-100 生コン用 様式-100 二次製品用	2	総括表(2)	様式-101	3	生コンクリート品質記録	JIS A 5308 〔レディーミクストコンクリート配合計画書〕	4	コンクリート二次製品の品質記録表	JIS A 5308 〔レディーミクストコンクリート配合計画書〕	5	生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表	(1) セメント JIS R 5210/JIS R 5211 〔レディーミクストコンクリート配合計画書〕	6	(2) 骨材 様式-105	7	(3) 混和材料 JIS A 6204 〔コンクリート用化学混和剤 (JIS A 6204) 試験結果報告書〕	8	生コンクリート品質記録表	(3) コンクリートの品質試験結果 様式-107	9	コンクリート二次製品の品質記録表	(3) コンクリート二次製品の品質 様式-108	10	生コンクリート品質記録表	(4) 打設関係 様式-109	
No.	種 類	様 式																															
1	総括表(1)	様式-100 生コン用 様式-100 二次製品用																															
2	総括表(2)	様式-101																															
3	生コンクリート品質記録	JIS A 5308 〔レディーミクストコンクリート配合計画書〕																															
4	コンクリート二次製品の品質記録表	JIS A 5308 〔レディーミクストコンクリート配合計画書〕																															
5	生コンクリート及びコンクリート二次製品の品質記録表	(1) セメント JIS R 5210/JIS R 5211 〔レディーミクストコンクリート配合計画書〕																															
6		(2) 骨材 様式-105																															
7		(3) 混和材料 JIS A 6204 〔コンクリート用化学混和剤 (JIS A 6204) 試験結果報告書〕																															
8	生コンクリート品質記録表	(3) コンクリートの品質試験結果 様式-107																															
9	コンクリート二次製品の品質記録表	(3) コンクリート二次製品の品質 様式-108																															
10	生コンクリート品質記録表	(4) 打設関係 様式-109																															
<p>8-3 保存方法</p> <p>発注者は品質記録資料の原本及び電子データを工事完成図書として永久保存する。ただし、更新した場合は新規のものを永久保存し、旧のものは破棄する。また、部分更新の場合は更新部分を追加保存する。</p> <p>電子データの作成は「北海道開発局における電子納品等に関する手引き」によるものとする。</p>	<p>8-4 保存方法</p> <p>発注者は品質記録資料の原本及び電子データを工事完成図書として30年保存する。ただし、更新した場合は新規のものを永久保存し、旧のものは破棄する。また、部分更新の場合は更新部分を追加保存する。</p> <p>電子データの作成は「北海道開発局における電子納品等に関する手引き」によるものとする。</p>																																